会　　報

第　45　号

公益社団法人　神戸海難防止研究会
THE KOBE MARINE CASUALTY PREVENTION INSTITUTE

表 紙 写 真

姫　　路　　港

（提供：姫路海上保安部）

目　　次

第９９回　月例会概要

（1）事業経過報告等…… 1

（2）講演　「海運における市場原則に従ったCO2排出削減措置の概要と見通し」

神戸大学大学院海事科学研究科国際海事研究センター

客員教授　　長谷部　正道　氏

第１００回　月例会概要

（1）事業経過報告等…… 4

（2）講演　「『ＬＮＧ燃料フェリー』就航」

株式会社フェリーさんふらわあ

常務取締役　　國友　雄二　氏

事　業　報　告

堺泉北港 大津航路に係る航行安全対策検討調査第２回委員会…… 13

令和５年度近畿･四国地方海難防止強調運動推進連絡会議…… 16

会　務　報　告

第１００回業務運営会議…… 23

第３４回通常理事会…… 24

第１０１回業務運営会議…… 27

第１２回定時総会…… 28

第３５回通常理事会…… 31

船舶交通随感

第１７回　港則法上の汽艇に関する一考…… 33

事務日誌抄…… 35

お知らせ…… 36
・令和５年度入会者
・大阪湾及び周辺海域のライブカメラ映像等一覧
・令和５年度　海の事故ゼロキャンペーン

第99回　月　例　会　概　要

１　日　　時　　令和5年4月20日（木）15:00～16:00

２　場　　所　　神戸市中央区文化センター10階　1001-1002会議室

３　出　席　者　　27名

４　概　　要

（1）事業経過報告等

奥原専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

（2）講　演

神戸大学大学院海事科学研究科国際海事研究センター 客員教授　長谷部正道 氏により「海運における市場原則に従ったCO_2排出削減措置の概要と見通し」と題し、講演が行われた。

※　新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で開催した。

≪第９９回月例会講演資料≫

海運における市場原則に従ったCO_2排出削減措置の概要と見通し

講師　神戸大学大学院海事科学研究科国際海事研究センター
客員教授　長谷部　正　道 氏

海運における市場原則に従った CO_2排出削減措置の概要と見通し

第99回　神戸海難防止研究会　月例会
2023年　4月20日
神戸大学　海事科学研究科国際海事研究センター
客員教授　長谷部正道

長谷部正道　経歴紹介

- 1981年旧運輸省（現国土交通省）入省（法律職）
- 船員局・OECD海運委員会・水産庁・港湾局・国際油濁補償基金・海事局・海上保安庁など海事分野を中心に勤務。
  退官後、日本海難防止協会欧州代表としてロンドンに5年間駐在、この間、国土交通省参与などとして海事関係の国際会議に、わが国代表の一員として出席。IMO国際海事法研究所理事にも就任。
- 帰国後、神戸大学海事科学研究科教授・研究科長補佐に就任。
- 2023年3月神戸大学を退官。神戸大学海事科学研究科国際海事研究センター客員教授として現在に至る。

本日の講演の構成

1. 地球温暖化のメカニズムと気温上昇
2. 地球温暖化に伴う異常気象
3. 地球温暖化に伴う海洋への影響
4. パリ協定とCO_2削減目標
5. 我が国のクリーンエネルギー戦略
6. これまでのIMOと海運業界の取り組み
7. 海運業界に起こったパラダイムチェンジ
8. Market Based Measuresの概要
9. EU ETSの概要
10. MBMsを用いた競争条件の均衡化
11. IMOにおける最新の検討状況

12. 終わりに

- CO_2排出削減は、従来の公害規制のように「やらなくてはいけない義務」ととらえると重い義務ですが、First Moverになれば、競合他社と差がつく、大きなビジネスチャンスであり、First Moverとして対応すれば、政府等の支援も期待できます。
- 是非前向きに取り組まれることをお勧めします。
- 本日は、こうした機会を頂きました神戸海難防止研究会様に深く感謝します。ご清聴ありがとうございました。
- 本日の講演の概要は、海事振興連盟発行「うみ」67号に寄稿されていますので、ご参照ください。
- ご質問、講演依頼は下記メールまでお問い合わせください。
- 821261@gmail.com

4

第100回　月　例　会　概　要

１　日　　時　　令和5年5月31日（水）15:00～16:00

２　場　　所　　神戸市中央区文化センター10階　1001-1002会議室

３　出　席　者　　26名

４　概　　要

（1）事業経過報告等

奥原専務理事から事業報告及び会務報告が行われた。

（2）講　演

株式会社フェリーさんふらわあ 常務取締役　國友　雄二 氏により「『ＬＮＧ燃料フェリー』就航」と題し、講演が行われた。

『ＬＮＧ燃料フェリー』就航

講師　株式会社フェリーさんふらわあ
常務取締役　國　友　雄　二 氏

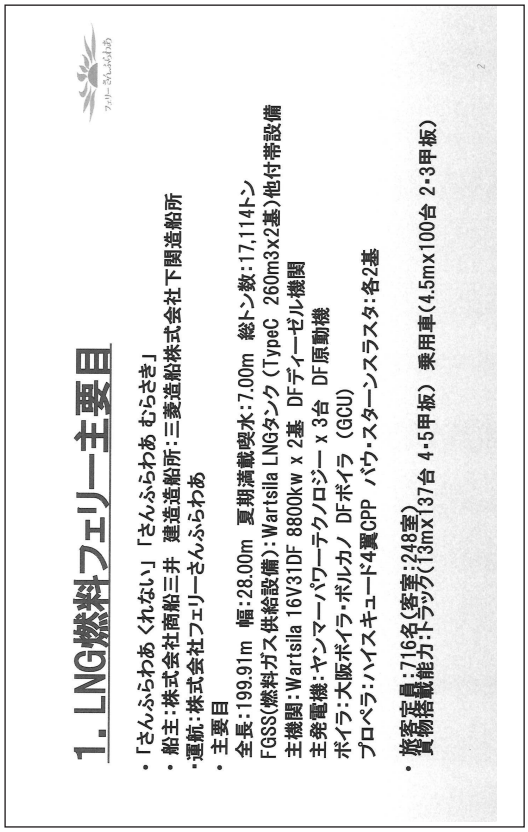

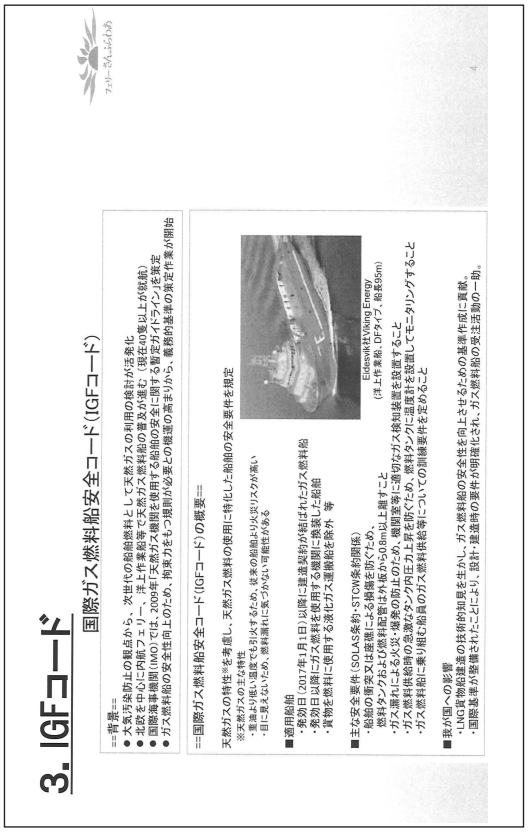

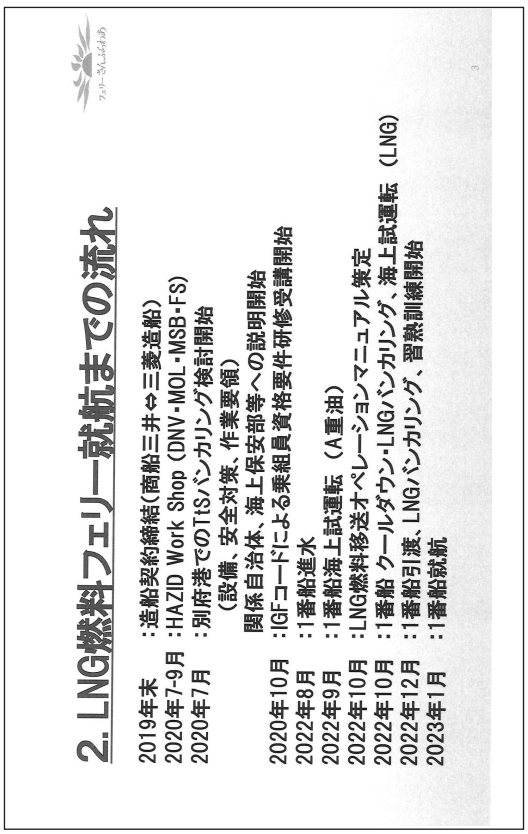

4. HAZID (Hazard Identification Study)

- IGFコードに基づくリスク評価として、DNVによるHAZIDを実施
- 2020年7月・9月 HAZID・Bow-Tie Work Shopを開催
  (DNV、商船三井、三菱造船、フェリーさんふらわあ、エンジンメーカー)
- LNG燃料に関連する潜在的なリスクを抽出し、ハイリスク項目の特定とリスク低減策の評価
- 特定されたハイリスク項目
  ①バンカーステーションでの窒素漏れによる窒息のリスク
  ②6甲板でのLNGバンカリングラインからのLNGリーク
  ③発電機及び主機室の可燃物による火災
- 設計段階でリスク低減策の導入を検討
  ⇒ 換気装置、二重管、火災検知装置等

5

5. 乗組員資格要件と研修

- IGFコードの適用を受ける船舶に乗船する乗組員の資格要件
  ⇒ 甲種・乙種危険物取扱責任者(低引火点燃料)
  船長・機関長・機関士 ⇒ 甲種危険物取扱責任者(低引火点燃料)
  機関部員 ⇒ 乙種危険物取扱責任者(低引火点燃料)
- 海技大学校にて年2-3回実施の基本訓練・上級訓練・燃料補給訓練を受講
  乙種取得条件:基本訓練2日
  甲種取得条件:基本訓練2日間＋上級訓練2日間＋燃料補給訓練1日間

船長・機関長・機関部員は本船引渡までに資格取得

《メーカー研修》
- DF主機関・FGSSメーカー(Wartsila)による研修
- DF発電機メーカー(ヤンマー)による研修
- DFボイラーメーカー(大阪ボイラー・ボルカノ)による研修

6

6. 別府港でのTtS (Truck to Ship) バンカリング計画

- LNGローリー(加圧蒸発器 Max0.9MPa)からスキッドを介し、ローリー4台からの同時供給を計画
- 別府観光港でのバンカリングの検討・設備
  (ローリー配置、岸壁エプロン強度、安全対策)
- ガス拡散シミュレーション ⇒ 安全対策、立入禁止区域の設定
- 国土交通省海事局 TtS方式によるLNG移送ガイドラインを基準とし、商船三井・九州電力・ニヤクコーポレーション・フェリーさんふらわあにて、オペレーションマニュアルを策定
- 運輸局、地整局、大分県(港湾課・別府土木事務所・消防保安室)、大分海上保安部への説明

7

7. タンククールダウン・イニシャルバンカリング

- 2022年12月16日「さんふらわあ くれない」竣工
  ガスフリー状態での引渡、別府観光港へ回航
- 2022年12月20日 液化窒素 (LN2)によるタンククールダウン
- 2022年12月21日 LNGによるガスアップ
  イニシャル バンカリング
  (LNGローリー:12台 約156MT/350m3)
- 2022年12月25日 習熟訓練開始
- 2023年1月13日 大阪-別府航路に就航
- 2023年4月14日 2番船「さんふらわあ むらさき」就航
- 両船ともに、毎航海別府にてLNGバンカリング実施
- LNGローリー4台 (約52MT/115m3) 、消費量によってはローリー3台での供給

8

8. タンククールダウン・イニシャルバンカリング

タンクローリーを使ったスキッドによるLNG燃料供給の様子

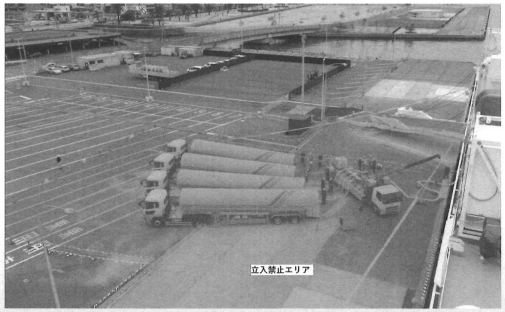

9. LNGバンカリングライン

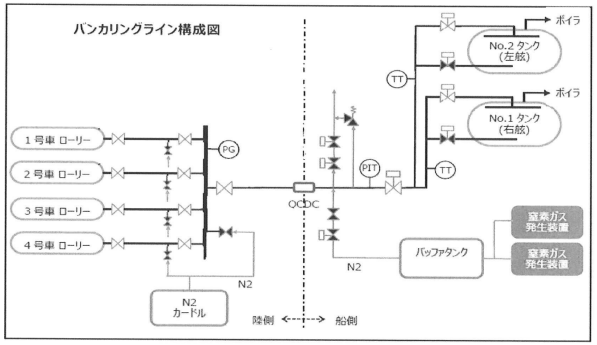

10. LNGバンカリングライン概略図

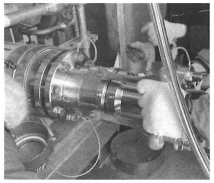

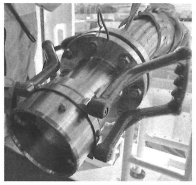

QCDC

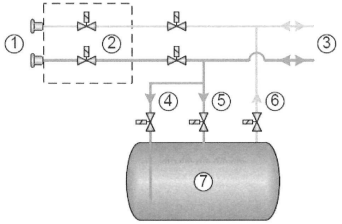

① QCDC接続部
② バンカーステーション
③ LNGPacとの連結
④ 下部Fillingライン
⑤ 上部Fillingライン
⑥ ベーパーリターンライン（Ship to Ship）
⑦ LNG燃料タンク

11. LNG貯蔵システム概略図

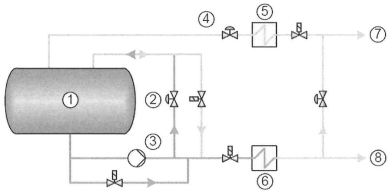

① LNG燃料タンク
② LNG循環ライン
③ LNG燃料ポンプ
④ BOG ライン
⑤ BOGヒーター
⑥ ガスヒーター
⑦ 発電機・ボイラーへ
⑧ 主機へ

12. LNG燃料補給実績

- LNG燃料はTruck to Ship方式でタンクローリー 4台から同時に約50トンを供給する。
- 営業開始2023年1月13日から5月10日まで約4ヶ月間でLNG燃料補給を50回実施、その総供給量は2,400トンを上回る。

LNG 燃料の
補給回数 約 50 回

LNG 燃料の
補給量 約2, 400 ton

13

13. 環境性能

- A重油とLNGの二元燃料(Dual Fuel)エンジン搭載
- LNG燃料での運航により、硫黄酸化物(Sox)排出はほぼゼロ、二酸化炭素(CO_2)排出量は従来の化石燃料に比べ約25%削減
- 国土交通省「内航船省エネルギー格付制度」の最高評価 ☆☆☆☆☆ 星5つを取得
- 国土交通省・経済産業省の「内航船の運航効率化実証事業」に採択され、省エネタイプの新型船型とLNG燃料主機関、高効率プロペラと抵抗低減舵の省エネ推進システムを搭載することによる省エネ化の推進
- 本船の機関運転状態、燃料消費量の高精度モニタリングによる実証を目指す

14

14. 運航サイクル・入出渠作業

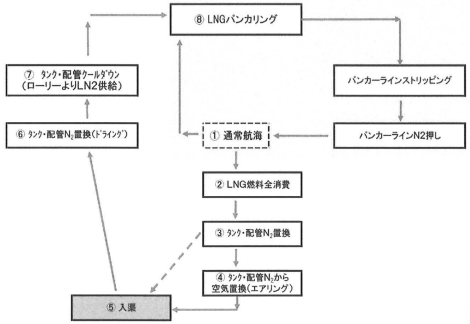

入出渠作業(ガスフリー／クールダウン)
① 通常航海
② LNG燃料全消費(タンクドライアップ)
③ タンク・配管N2置換(イナーティング)
④ タンクエアリング
⑤ 入渠
⑥ タンク・配管N2置換(ドライング)
⑦ タンク・配管クールダウン
⑧ LNGバンカリング

15

15. LNG燃料フェリー　入渠に係る要件

- 通常運航 ⇒ 入渠(ガスフリーが要求される場合) ⇒ 不稼働時間の延長

  安全な海域にて、タンク・配管をガスフリー ⇒ 入渠(検査・修繕) ⇒ タンク・配管のドライング・イナーティング (by GN2) ⇒ クールダウン(by LN2) ⇒ ガスアップ(by LNG) ⇒ LNGバンカリング ⇒ 通常運航に復帰
- 入渠に係る安全要件(国土交通省)
  1) 原則として、LNG運搬船と同様にガスフリーを実施
  2) 以下の4点を満たせば、燃料タンク内にLNGを保持したまま入渠可能
     ① 燃料タンクが真空防熱型(Type C)
     ② 燃料タンクの健全性を確認
       ・燃料タンク内の状態を記録したログ
       ・燃料タンクの外観目視検査(コールドスポットの有無確認)
     ③ 燃料タンクのマスターバルブから機関までの配管をガスフリー
     ④ 入渠中の適切な圧力管理、火気管理、緊急時対応を確保

16

16. 新造フェリー　動画

- **商船三井公式チャンネル**

https://www.youtube.com/@molchannel8469/videos

- **YouTube「さんふらわあだいありー」 新造船建造中の動画**

【激レア潜入】2023年1月に就航！国内初のLNG燃料フェリーの内部を一足先にご紹介！ - YouTube

- 【神業】ドックでの最終点検・作業を終えた大型フェリーが出渠 - YouTube
- 【日本初】LNG燃料フェリー「さんふらわあ くれない」 命名・進水式 -Japan's 1st LNG-fueled Ferry Sunflower Kurenai - YouTube
- 【神業】ドックでの最終点検・作業を終えた大型フェリーが出渠 - YouTube
- 【激レア潜入】2023年春に就航！さんふらわあ くれないの姉妹船「むらさき」の外観をリポート！ - YouTube

17

17. 新造フェリー　動画

- **YouTube・TikTok・Tver 広告配信**

- https://youtu.be/vxDeQokhJmQ
- https://youtu.be/SHSDhBV44ZA
- https://ferrysunflower-my.sharepoint.com/:v:/g/personal/a50018026_ferry-sunflower_co_jp/EUswo5Zg_w1PiOfXOswUYY8B5BaqhzGhIPYGPSFIe1vhdg?e=3whJSu
- https://ferrysunflower-my.sharepoint.com/:v:/g/personal/a50018026_ferry-sunflower_co_jp/EXUdApCmuvJJpQqK7xTD4gMBQxiewWcGKIAs6VE6EWOQQA?e=q8zIHn
- https://ferrysunflower-my.sharepoint.com/:v:/g/personal/a50018026_ferry-sunflower_co_jp/Eeun5gPVyphGi7nRCJV1I_cBjr33IP3dRyCJu25HMH4Org?e=RcE9S9
- https://moov.ooo/article/63fd551d50e0cf0e97737c10

18

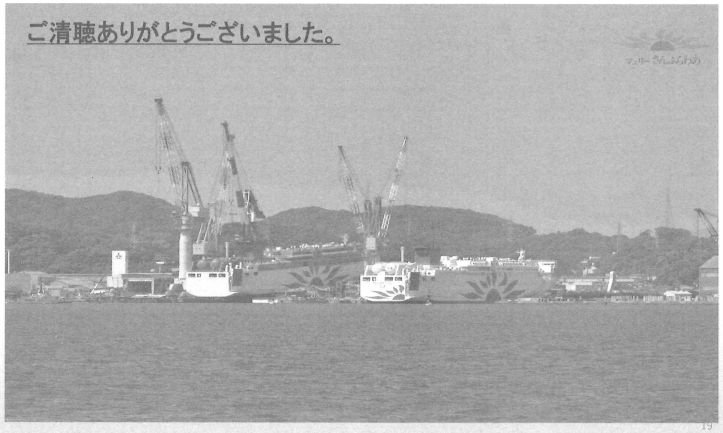

19

事　業　報　告

堺泉北港 大津航路に係る航行安全対策検討調査
第２回委員会

１　日　　時　　令和5年6月1日(木)14:00～14:45

２　場　　所　　アリストンホテル神戸　２階　バレンシアの間
　　(Web会議併用)

３　出　席　者　　別紙のとおり

４　議　　題

（1）第１回委員会議事概要について

（2）航行安全性の検討及び航行安全対策（修正版）ついて

（3）報告書構成について

５　資　　料

（1）検討資料委２－１　第１回委員会議事概要（案）

（2）検討資料委２－２　航行安全性の検討及び航行安全対策（修正版）（案）

（3）検討資料委２－３　報告書の構成（案）

（4）参考資料委２－１　航路整備の概要（案）（検討資料委１－２　と内容は同一）

（5）参考資料委２－２　堺泉北港の航行環境（案）（検討資料委１－３　と内容は同一）

（6）参考資料委２－３　第１回委員会での主な指摘事項及びその対応

６　議　　事

事務局により出席者及び資料の確認を行った後、岩瀬 潔 委員長により議事が進められた。閉会にあたり委託者の大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業推進課長 灘 様より挨拶が行われた。

７　審 議 結 果

提示された検討資料は、一部文言について委員会における意見等を盛り込み修正することを前提に了承された。

以　上

別　紙

出　席　者　名　簿

（※：常任調査研究委員・W：Web会議出席者）

委員長	岩瀬　潔	海技大学校名誉教授 ※
委員	山本一誠	海技大学校教授 ※
〃	W 廣野康平	神戸大学大学院海事科学研究科准教授 ※
〃	望月　誠	大阪湾水先区水先人会会長 ※
〃	W 中川　悟	(一社)日本船長協会常務理事
		（代理　長田　泰英　常務理事）
〃	W 徳田健二	日本郵船(株)関西支店支店長 ※
〃	富山　茂	(株)商船三井海上安全部部長代理 ※
〃	菅野　亘	川崎汽船(株)関西支店副支店長 ※
〃	田渕訓生	全国内航タンカー海運組合関西支部支部長
		(代理　上村　良　事務局長)
〃	寄神裕佑	日本押船土運船協会会長
		(代理　原　正行　業務委員)
〃	荒川和音	大阪海運組合理事長
		(代理　松野　佳幸　事務局長)
〃	武田正之	(公社)関西小型船安全協会会長
		(代理　平井　寛　事務局長)
関係官公庁	W 上田浩一	第五管区海上保安本部交通部長
〃	W 伊藤卓郎	大阪海上保安監部長
		(代理　西澤　伸広　次長)
〃	W 佐々木　篤	堺海上保安署長
〃	W 北出徹也	近畿地方整備局港湾空港部長
		(代理　中官　利之　港湾空港整備・補償課長)
オブザーバー	内田　宏	(株)東洋信号通信社関西地区担当マネージャー
〃	貴多　諒	〃　大阪港グループリーダー
委託者	灘　祐治	大阪港湾局 泉州港湾・海岸部 事業推進課長
〃	富山和重	〃　〃　事業推進課長代理
〃	山中隆史	〃　計画整備部計画課 計画調整担当課長代理
〃	鈴木清二	〃　泉州港湾・海岸部 事業推進課担当係長

委　託　者	杉　原　慎太郎	大阪港湾局　泉州港湾・海岸部	事業推進課担当係長
〃	児　玉　駿　佑	〃　〃	事業推進課担当係員
事　務　局	奥　原　徳　男	(公社)神戸海難防止研究会専務理事	
〃	伊　藤　雅　之	〃	上席研究員
〃	井　田　英　樹	〃	事業部長
〃	藤　原　　昇	〃	事業部長代理

令和５年度近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議

１　日　　時　　令和5年6月2日（金）14：30～15：30

２　場　　所　　神戸第二地方合同庁舎　１階　第１共用会議室

３　出　席　者　　別紙のとおり

４　挨　　拶　　公益社団法人 神戸海難防止研究会　会長　大泉　　勝

第五管区海上保安本部長代理 交通部企画調整官　　土居　健治　様

５　議　　題

（1）令和４年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果について

（2）令和４年の近畿・四国地方における海難発生状況について

（3）令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施計画について

（4）その他

①　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン関連啓発物品等について

②　令和５年度近畿・四国地方海における事故ゼロキャンペーン実施結果報告について

６　資　　料

（1）配布資料１－１　令和４年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果（概要）

１－２　令和４年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果（報告）

（2）配布資料２　　令和４年の近畿・四国地方における海難発生状況

（3）配布資料３－１　令和５年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画（全国海難防止強調運動実行委員会）

３－２　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施計画（案）

（4）配布資料４－１　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン関連啓発物品等

４－２　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーンポスター等配布予定数量表

４－３－１　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果の報告について（お願い）

４－３－２　別添様式　令和５年度近畿・四国地方海の事故ゼロキャンペーン実施結果報告書

7　議 事 概 要

事務局より出欠状況の報告、資料確認の後、（公社）神戸海難防止研究会　大泉　勝会長の挨拶があり、引き続き、第五管区海上保安本部　土居　健治交通部企画調整官の挨拶が行われた。

次に事務局及び第五管区海上保安本部から資料（案）の説明が行われた。

１）議題（1）について、事務局から説明を行った。

２）議題（2）について、第五管区海上保安本部　石田　淳　交通部安全対策課安全対策調整官から説明された。

３）議題（3）について、事務局から説明を行った。令和５年度近畿・四国地方海難防止強調運動実施計画（案）は了承された。

以　上

別　紙

令和５年度近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議
出　席　者　名　簿（順不同・敬称略）

Wはweb出席者、　　は欠席者

構成員	渡　辺　　学	近畿地方整備局長
〃	W荒　瀬　美　和	四国地方整備局長
		（代理　港湾空港部　工事安全推進室長　前田　昌弘）
〃	W金　井　昭　彦	近畿運輸局長
		（代理　海上安全環境部　監理課長 片岡　和人）
〃	臼　井　謙　彰	神戸運輸監理部長
		（代理　海上安全環境部　調整官　松村　博美）
〃	W石　原　典　雄	四国運輸局長
		（代理　海上安全環境部　首席運航労務管理官　荒木　昭博）
〃	W横　田　寛　伸	大阪管区気象台長
		（代理　気象防災部　気候変動・海洋情報調整官　和田　晃）
〃	下　條　正　昭	神戸地方海難審判所長
〃	沖　　竜　嗣	運輸安全委員会事務局神戸事務所長
〃	W岩　本　泰　明	水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長
		（代理　資源課長　中村　拓郎）
〃	W中　村　紳　也	一般社団法人 日本船長協会会長
		（代理　総務部長　清水　昌幸）
〃	武　田　正　之	公益社団法人 関西小型船安全協会会長
		（代理　事務局長　平井　寛）
〃	田　渕　訓　生	全国内航タンカー海運組合関西支部支部長
		（代理　事務局長　上村　良）
〃	香　林　大　介	全国内航タンカー海運組合薬槽船支部局長
		（代理　事務局長　四宮　栄一郎）
〃	末　岡　民　行	内海水先区水先人会会長
		（代理　副会長　立花　泰紀）
〃	望　月　　誠	大阪湾水先区水先人会会長
〃	W赤　坂　光次郎	近畿旅客船協会会長
		（代理　事務局長　明渡　茂樹）

構　成　員　　加　藤　琢　二　　神戸旅客船協会会長
（代理　専務理事　井上　誠）
〃　　清　水　一　郎　　四国旅客船協会会長
〃　　W寄　神　裕　佑　　日本押船土運船協会会長
（代理　担当委員　炭本　歩）
〃　　浦　　隆　幸　　全日本海員組合関西地方支部支部長
（代理　副支部長　山崎　秀和）
〃　　W除　補　　修　　全日本海員組合中国・四国地方支部支部長
〃　　鎌　田　一　郎　　大阪湾広域臨海環境整備センター常務理事
〃　　W堀　越　宣　秀　　ＰＷ安全協会関西地方本部本部長
（代理　事務局長　野崎　正人）
〃　　徳　田　健　二　　日本郵船㈱関西支店支店長
〃　　W菅　野　　亘　　川崎汽船㈱関西支店副支店長・海務監督
〃　　富　山　　茂　　㈱商船三井海上安全部部長代理
〃　　服　部　真　樹　　第五管区海上保安本部長
（代理　交通部企画調整官　土居　健治）
〃　　寄　神　茂　之　　公益財団法人海上保安協会神戸地方本部本部長
（代理　事務局長　大待　雄治郎）
〃　　大　泉　　勝　　公益社団法人神戸海難防止研究会会長
（29機関中26機関出席、参加人員26名）

地区推進母体構成員
〃　　大阪地区海難防止強調運動推進連絡会議議長
（代理　実務責任者　大阪海上保安監部 航行安全課長　岸原　司）
（随行　大阪海上保安監部航航行安全課第一海務係　繁田　絹子）
〃　　兵庫県阪神淡路地区海難防止強調運動推進連絡会議議長
（代理　実務責任者　神戸海上保安部 航行安全課長 村本　亘）
〃　　W播磨地区海難防止強調運動推進連絡会議議長
（代理　実務責任者　姫路海上保安部 交通課長 遠藤　富士穂）
〃　　和歌山北部地区海難防止強調運動推進連絡会議議長
（代理　実務責任者　和歌山海上保安部 交通課長 森　正登）
〃　　W紀南地区海上安全対策協議会会長
（代理　実務責任者　田辺海上保安部 交通課長 石塚　哲夫）
〃　　W徳島地区海難防止強調運動推進連絡会議議長
（代理　実務責任者　徳島海上保安部 交通課長 金谷　英明）

地区推進母体構成員

高知地区海難防止強調運動推進連絡会議議長

（代理　実務責任者　高知海上保安部 交通課長 八幡　恭典）

〃　大阪湾海上交通センター所長

（代理　実務責任者　運用管制課長　渡瀬　尚彦）

（８機関中８機関出席、参加人員９名）

＊　出席推進連絡会議構成員　29団体中　26団体　26名

＊　地区推進母体構成員　８団体中　８団体　９名

計　37団体中　34団体　35名

事　務　局	公益社団法人　神戸海難防止研究会	専務理事	奥原　徳男
〃	〃	研究部長	渡川　明
〃	〃	部長代理	藤原　昇
〃	公益財団法人　海上保安協会神戸地方本部	事務局長	大待　雄治郎（再掲）

（参加人員　３名）

他の第五管区海上保安本部同席者

警備救難部救難課課長補佐	箕輪　周一
交通部安全対策課長	井上　景介
〃　〃　安全対策調整官	石田　淳
〃　航行安全課長	大橋　健
〃　〃　専門官	上原　干城

（参加人員　５名）

（総参加人員数43名）

会　務　報　告

第100回　業務運営会議

1　日　　時　　令和5年4月12日（水）12:00～13:10

2　場　　所　　商船三井ビル　４Ｆ　会議室

3　出　席　者　　（順不同・敬称略）　　は欠席者

議長 代表理事	大　泉　　勝	（公社）神戸海難防止研究会会長
業務執行理事	奥　原　徳　男	（公社）神戸海難防止研究会専務理事
構　成　員	石　田　廣　史	神戸大学名誉教授
〃	望　月　　誠	大阪湾水先区水先人会会長
〃	高　濱　洋　嘉	内海水先区水先人会会長
〃	梯　　浩　之	（株）商船三井関西支店長 （代理　富山　茂　海上安全部部長代理）
〃	菅　野　　亘	川崎汽船（株）関西支店副支店長
〃	徳　田　健　二	日本郵船（株）関西支店長
〃	藤　井　寿　夫	（公社）神戸海難防止研究会監事
事　務　局	宇出津　弘昭	（公社）神戸海難防止研究会総務部長
〃	井　田　英　樹	（公社）神戸海難防止研究会事業部長

4　議　　題

（1）業務報告等について

（2）理事会等の開催について

（3）その他

5　資　　料

席上配布

資料１　業務報告等

資料２　理事会等の開催について

6　議 事 概 要

大泉議長の挨拶があり、引き続き議事に入った。

奥原業務執行理事より、議題（1）業務報告等について、議題（2）理事会等の開催について説明があった。特に意見等はなく承認された。議題（3）その他について、次回の業務運営会議等の開催予定日について奥原業務執行理事より説明があった。

公益社団法人 神戸海難防止研究会
第34回通常理事会議事録

1　日　　時　　令和5年5月18日（木）11時30分から12時10分までの間

2　場　　所　　神戸市中央区波止場町５番６号

　　神戸メリケンパークオリエンタルホテル４階海王の間

3　理 事 数　　18名

　出席理事　　14名

　　大泉　勝　　望月　誠　　徳田健二　　奥原徳男

　　村井五郎　　高濱洋嘉　　中村紳也　　坪上浩治

　　村岡　博　　徳丸健嗣　　幡中宣夫　　笹井　徹

　　近藤宏一　　菅野　亘

4　監 事 数　　３名

　出席監事　　３名

　　芝本　明　　藤井寿夫　　渡邉康夫

5　議　　案

　　第１号議案　特定費用準備資金資産の保有について

　　第２号議案　令和４年度事業報告及び決算について

　　第３号議案　第12回定時総会の開催について

　　第４号議案　規程の一部改正について

　　第５号議案　入会申し込み承認について

　　第６号議案　その他

6　報告事項

　　代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について

7　議事の経過概要及びその結果

　　11時30分に開会、事務局から本日の出席理事は14名で理事総数の過半数に達しており、定款第42条（定足数）の規定により本理事会が成立する旨報告した。

　　定款第41条の規定に基づき大泉会長が議長となり、挨拶を行った後、本日の議事録の署名について定款第45条に基づき、代表理事の大泉勝会長と出席監事の芝本明氏、藤井寿夫氏及び渡邉康夫氏が行うこととして議事の審議に入った。

○　第１号議案　特定費用準備資金資産の保有について

　　事務局から特定費用準備資金資産の保有について、資料１に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第２号議案　令和４年度事業報告及び決算について

事務局から令和４年度事業報告及び決算について、資料２に基づき説明を行った。

次いで、渡邉監事から令和５年４月19日に監査を実施した結果、財産、会計及び業務の執行状況について、適正、正確であった旨の監査報告が行われた後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第３号議案　第12回定時総会の開催について

事務局から第12回定時総会の開催について、資料３に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第４号議案　規程の一部改正について

事務局から規程の一部改正について資料４に基づき説明を行った後、議長が質疑を求めたところ、藤井監事から次のとおり質問があり、事務局である宇出津総務部長がこれに回答した。

（藤井監事）　賞与の増減額調整は誰が決めるのか。

（宇出津総務部長）　規程に定められているとおり、会長が事業状態を考慮して配算率を調整することになる。

議長がその他の質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第５号議案　入会申し込み承認について

事務局から入会申し込み承認について資料５に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第６号議案　その他

議長がその他何かないか各理事及び監事に諮ったところ、中村理事から次のとおり質問があり、奥原専務理事がこれに回答した。

（中村理事）　第１号議案についてであるが、具体的な実験項目は決まっているのか。

（奥原専務理事）　具体的な項目は決まっていないが、以前行った錨の実験のようなものが念頭にはある。

議長がその他の質疑等の有無を諮ったところ議場からの発言はなかった。

提出議案全ての審議終了後、代表理事及び業務執行理事の職務執行状況について、席上配付の資料６に基づき奥原専務理事から報告がなされた。

議長が質疑の有無を確認したところ、徳田理事から次のとおり質問があり、奥原専務理事がこれに回答した。

（徳田理事）　調査事業のうち大阪ガスが委託した⑥の業務の契約額が記載されていないが、何故か。

（奥原専務理事）　３年度からの業務で分割払いされていることから仕訳しづらく記載しなかったもの。

議長がその他の質疑等の有無を諮ったところ議場からの発言はなかった。

以上をもって、議長は本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、12時10分に閉会した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和５年５月18日

代表理事　大　泉　勝

監　事　芝　本　明

監　事　藤　井　寿　夫

監　事　渡　邉　康　夫

第101回　業務運営会議

1　日　　時　　令和5年5月24日（水）12:00～12:40

2　場　　所　　商船三井ビル　４Ｆ　会議室

3　出　席　者　　（順不同・敬称略）

議長 代表理事	大　泉　　勝	（公社）神戸海難防止研究会会長
業務執行理事	奥　原　徳　男	（公社）神戸海難防止研究会専務理事
構　成　員	石　田　廣　史	神戸大学名誉教授
〃	望　月　　誠	大阪湾水先区水先人会会長
〃	高　濱　洋　嘉	内海水先区水先人会会長
〃	梯　　浩　之	（株）商船三井関西支店長 （代理　富山　茂　海上安全部部長代理）
〃	菅　野　　亘	川崎汽船（株）関西支店副支店長
〃	徳　田　健　二	日本郵船（株）関西支店長
〃	藤　井　寿　夫	（公社）神戸海難防止研究会監事
事　務　局	宇出津　弘昭	（公社）神戸海難防止研究会総務部長
〃	井　田　英　樹	（公社）神戸海難防止研究会事業部長

4　議　　題

（1）業務報告等について

（2）第12回定時総会及び第35回通常理事会提出議案について

（3）その他

5　資　　料

席上配布

資料１　業務報告等

資料２　第12回定時総会及び第35回通常理事会提出議案について

6　議 事 概 要

大泉議長の挨拶があり、引き続き議事に入った。

奥原業務執行理事より、議題（1）業務報告等について、議題（2）第12回定時総会及び第35回通常理事会提出議案について説明があった。特に意見等はなく承認された。議題（3）その他について、次回の業務運営会議等の開催予定日について奥原業務執行理事より説明があった。

以　上

公益社団法人 神戸海難防止研究会
第１２回　定時総会議事録

１　日　　時　　令和5年6月20日（火）16時00分から16時33分までの間
２　場　　所　　神戸市中央区波止場町５番６号
　　神戸メリケンパークオリエンタルホテル４階瑞天東の間
３　正会員総数　　１０７名
４　出席正会員数　　９９名
　うち、出席者４１名、書面表決賛成者５２名、表決委任者６名

５　出 席 理 事　１４名

大　泉　　勝	石　田　廣　史	徳　田　健　二	村　井　五　郎
奥　原　徳　男	村　岡　　博	徳　丸　健　嗣	菅　野　　亘
坪　上　浩　治	近　藤　宏　一	大　東　洋　治	中　村　紳　也
笹　井　　徹	望　月　　誠		

６　出 席 幹 事　３名

藤　井　寿　夫	渡　邉　康　夫	芝　本　　明

７　議　　案
　第１号議案　令和４年度事業報告及び決算について
　第２号議案　役員（理事・監事）の選任・退任について
　第３号議案　名誉会員の推薦について
　第４号議案　その他
８　議事の経過概要及びその結果
　１６時００分に開会
　事務局から本日の出席正会員は９９名であり、正会員総数１０７名の過半数を超えているので、定款第２１条の規定により本総会が成立する旨報告が行われた。
　次いで、総会の開会にあたり大泉会長から挨拶が行われた。
　事務局は、定款第１９条の規定に従い議長の選任を議場に諮った結果、大泉会長が選ばれて議長になった。
　議長は、議事録署名人について議場に諮り、出席会員の中から議長の大泉　勝氏、奥原　徳男氏及び渡邉　康夫氏を選任し、議案の審議に入った。

○　第１号議案　令和４年度事業報告及び決算について
　事務局から令和４年度事業報告及び決算について、資料１に基づいて説明が行われた。

次いで、渡邉監事が令和５年４月19日に監査を実施した結果、財産、会計及び業務の執行状況について、適正、正確であった旨の監査報告が行われた。

議長が、質疑を議場に求めたところ、特に発言がなかったことから議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第２号議案　役員（理事・監事）の選任について

事務局から現在就任中の理事18名のうち３名の理事及び３名の監事のうち１名の監事から所属先の異動等に伴い辞任の意向が示されていることから、併せて４名の退任と新たに２名の理事及び１名の監事の選任について、資料２に基づいて説明が行われた。

議長が、質疑を議場に求めたところ、特に発言がなかったことから議案の可否を議場に諮ったところ、４名の退任と新たに２名の理事及び１名の監事の選任についてそれぞれ満場一致で原案のとおり可決された。

○　第３号議案　名誉会員の推薦について

事務局から前会長である村井氏及び前副会長である久保氏を名誉会員に推薦することについて、資料３に基づいて説明が行われた。

議長が、質疑を議場に求めたところ、特に発言がなかったことから議案の可否を議場に諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第４号議案　その他

議長が、他に議案はないか発言を求めたところ、事務局から他に議案はないと報告が行われ、また、議場からの発言もなかった。

以上で、議長は、本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、16時33分に閉会した。

令和５年６月20日

議　　長　　大　　泉　　勝

議事録署名人　　奥　　原　　徳　　男

議事録署名人　　渡　　邉　　康　　夫

総会の模様

公益社団法人 神戸海難防止研究会
第35回通常理事会議事録

1　日　　時　　令和5年6月20日（火）16時38分から16時48分までの間

2　場　　所　　神戸市中央区波止場町５番６号

　　神戸メリケンパークオリエンタルホテル４階瑞天東の間

3　理 事 数　　17名

出席理事　　15名

大泉　勝	石田廣史	徳田健二	奥原徳男
末岡民行	村岡　博	徳丸健嗣	菅野　亘
坪上浩治	近藤宏一	大東洋治	中村紳也
笹井　徹	望月　誠	梯　浩之	

4　監 事 数　　３名

出席監事　　３名

芝本　明　　渡邉康夫　　葛西正記

5　議　　案

第１号議案　業務運営会議構成員の委嘱について

第２号議案　入会申し込み承認について

第３号議案　その他

7　議事の経過概要及びその結果

16時38分に開会、事務局から本日の出席理事は15名で、理事総数17名の過半数に達しており、定款第42条（定足数）の規定により本理事会が成立する旨報告した。

定款第41条の規定に基づき大泉会長が議長となり、本日の議事録の署名について定款第45条に基づき、代表理事の大泉勝会長と出席監事の芝本明氏、渡邉康夫氏及び葛西正記氏が行うこととして議事の審議に入った。

○　第１号議案　業務運営会議構成員の委嘱について

事務局から業務運営会議構成員の委嘱について、資料１に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第２号議案　入会申し込み承認について

事務局から入会申し込み承認について、資料３に基づき説明を行った後、議長が質疑の有無を確認した上で議案の可否を諮ったところ、満場一致で原案のとおり可決された。

○　第３号議案　その他

議長がその他何かないか各理事及び監事に諮ったところ、議場からの発言はなかった。

以上で、議長は、本日の議案審議の全部が終了した旨を告げ、１６時４８分に閉会した。

令和５年６月２０日

代表理事　　大　泉　　勝

監　　事　　芝　本　　明

監　　事　　渡　邉　康　夫

監　　事　　葛　西　正　記

第17回　港則法上の汽艇に関する一考

海上保安大学校名誉教授
神戸大学客員教授
松　本　宏　之

寅さんシリーズの映画「男はつらいよ」では、昭和の時代の活気ある港の風景が映し出されることがあり、沖合いに停泊する大型船舶と荷揚げ地との間を、種々の小さな船舶がひっきりなしに行き交う懐かしい光景を見ることができる。この小さな船舶は、当時の港則法に規定する雑種船に該当し、主として港内において活動する小型の船艇であった。ちなみに、「白いランチで14ノット」という美空ひばりの曲があったが、このランチも雑種船の一種である。雑種船の種類には、汽艇、はしけ、端舟などがあるが、とりわけ汽艇については明確な定義がなく、また識別する灯火や形象物もないこともあり、具体的にどの小型の船艇が汽艇に該当するのかという問題について、学会などでディスカッションのテーマとなることも幾度かあった。

この雑種船という用語は、平成28年の港則法改正によって汽艇等に変更され、汽艇については総トン数20トン未満の汽船ということが条文に明記されたので、定義の疑義に関しては一応の決着がみられた。ただし、この総トン数20トン未満という数値は小型船舶の定義にほぼ一致するので、昼間は比較的判別しやすいものの、夜間、特に総トン数20トン前後の船舶の識別は航海灯だけでは困難な場合があるかもしれない。

ところで、港則法第18条第1項には、汽艇等は汽艇等以外の船舶の進路を避けなければならないと規定されており、たとえ汽艇等が被追越し船の場合であっても海上衝突予防法の追越し船の航法は適用されず、後方からくる追越し船に進路を譲らなければならないといわれている。この汽艇等の航法は、避航船側に見合い関係による航法選択の判断の余地を与えない厳しい規制であり、港内においては常に早期かつ適切な避航動作をとることにより相手船に不安を抱かせないようにしたものである。すなわち、限られた水域に船舶がふくそうする港では、海上衝突予防法に基づく一般的な航法によっては港内の安全を確保することが困難な場合があることから、港則法で特別な航法を定めて規制を行っており、港則法は海上衝突予防法に対する特別法としての性格を有するため、第一義的には海上衝突予防法の航法規定に優先して適用されているものと考えられる（参照：海上衝突予防法第41条（この法律の規定の特例））。

汽艇に限って説明すれば、操縦性能が良いので小回りが利き、港内事情にも精通しているので、船舶交通のふくそうする港内においては、不可測的な行動をとる汽艇が汽艇以外の船舶を避航するというルールに一定の合理性があると思われる。なお、汽艇が他の物件等をえい航している場合も原則として港則法第18条の避航義務があるといわれているので注意しなければならない。

さて、万国共通ルールである海上衝突予防法の第2章には、前述の追越し船の航法のほかにもさまざまな航法が定められており、例えば第18条第1項には各種船舶間の航法とし

て、航行中の動力船は、運転不自由船、操縦性能制限船、漁ろうに従事している船舶などの進路を避けなければならないと規定されている。港則法上の汽艇は、海上衝突予防法で定義されている船舶の枠内でとらえると動力船に該当することになるが、港内においては前述の追越し船の航法のケースと同様に、一般法たる海上衝突予防法に定める各種船舶間の航法は適用されずに、特別法たる港則法の規定が一律に優先適用されるのであろうか。

まず条件設定として、港内を航行する汽艇等以外の船舶（以下、一般船舶という。）と運転不自由船である汽艇（現実問題として運転不自由船の灯火形象物を掲げる汽艇は稀だと思うが。）との避航関係について検討してみる。運転不自由船は何らかの異常な事態が生じているために他の船舶の進路を避けることができない船舶であると海上衝突予防法に定義されており、もし汽艇が運転不自由船に該当するのであれば、そもそも汽艇が一般船舶の進路を避けることができないことになる。したがって、汽艇といえども港則法に定める汽艇等の避航義務を履行することは困難であり、海上衝突予防法に定める各種船舶間の航法を適用して、一般船舶が運転不自由船である汽艇の進路を避けることになるのではないだろうか。

同様に、操縦性能制限船の定義も、船舶の操縦性能を制限する作業に従事しているために他の船舶の進路を避けることができない船舶となっていることから、一般船舶が操縦性能制限船である汽艇の進路を避けることになろう。操縦性能制限船たる汽艇の具体例としては、水中作業を伴う測量をしている汽艇や進路から離れることを著しく制限する曳航作業に従事している汽艇などが考えられるが、あくまでも操縦性能制限船の灯火形象物を掲げることが前提となる。ただし、運転不自由船は故障などの異常な事態が発生していることが要件となっているために、該当性にかかわる判断は比較的容易であるが、操縦性能制限船の場合は操縦性能を制限する作業か否かの判断に、どうしても主観的な評価が入る余地があり、曖昧性の問題が残る。

一方、一般船舶と漁ろうに従事している船舶である汽艇との避航関係はどのようになるであろうか。漁ろうに従事している船舶の定義によれば、漁具が操縦性能を制限するというのが要件となっているものの、運転不自由船や操縦性能制限船の定義のように他の船舶の進路を避けることができない船舶であるとまでは書かれていない。そして、できる限りという文言が付加されているとはいえ、漁ろうに従事している船舶は運転不自由船や操縦性能制限船の進路を避けなければならないと規定されており、他の船舶に対する避航義務を課すことが不可能な状況にあるわけではない。したがって、特別法優先の原則や港則法の立法趣旨に鑑みて、海上衝突予防法に定める各種船舶間の航法ではなく、港則法に定める汽艇等の航法を優先適用する方が法的には妥当であるとの考え方もある。

しかしながら、例えば相手船が20数トンの一般船舶であれば漁ろうに従事している船舶たる汽艇の方が操縦性能ははるかに劣っているのではないかという疑問や、各種船舶間の航法のうち、運転不自由船と操縦性能制限船に関するもののみ汽艇等の航法に優先するのかという疑問は残ってしまう。さらに港則法第35条には所謂みだり漁業の禁止が規定されており、各種船舶間の航法と汽艇等の航法の優先順位問題については単純な話ではないことがわかる。

○　事務日誌抄

（R5．4．1～R5．6．30）

月日	曜日	時間	委員会名	実施場所
4.12	（水）	1200	第100回業務運営会議	船三井ビル会議室
4.19	（水）	1530	令和4年度業務・会計監査	神戸海難防止研究会会議室
4.20	（木）	1500	第99回月例会	神戸市中央区文化センター
5.18	（木）	1200	第34回通常理事会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
5.24	（水）	1155	第101回業務運営会議	商船三井ビル会議室
5.31	（水）	1500	第100回月例会	神戸市中央区文化センター
6．1	（木）	1400	堺泉北港 大津航路の航行安全対策検討調査第2回委員会	アリストンホテル神戸
6．2	（金）	1430	令和5年度 近畿・四国地方海難防止強調運動推進連絡会議	神戸第二地方合同庁舎
6．8	（木）	1400	令和5年度 大阪湾・紀伊水道台風等対策協議会総会（会議運営）	神戸第二地方合同庁舎
6.20	（火）	1600	第12回定時総会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
〃	〃	1638	第35回通常理事会	〃

■　大阪湾及び周辺海域のライブカメラ映像等一覧（お知らせ）

大阪湾及び周辺海域のライブ映像等一覧

ライブ映像（操作可能）	
A①	大阪灯台
A②	神戸第二信号所
A③	江埼レーダー施設（明石海峡）
A④	孫埼灯台（鳴門海峡）

ライブ映像（操作不可）	
B①	和歌山下津港下津区
B②	兵庫埠頭
B③	新港第3突堤
B④	六甲マリンパーク・東部第3工区
B⑤	福良港津波防災ステーション
B⑥	淡輪ヨットハーバー
B⑦	由良湾
B⑧	尼崎市立魚つり公園
B⑨	旅館若潮（大鳴門橋）

静止画像（操作不可）	
C①	大和川河口右岸
C②	神戸市須磨海岸　他
C③	尼崎港平左衛門町
C④	福良港
C⑤	南あわじ市灘黒岩
C⑥	南あわじ市伊毘
C⑦	南あわじ市鳴門海峡
C⑧	南あわじ市灘土生
C⑨	南あわじ市沼島漁港

気象庁アメダス（気象データ）	
1	神戸空港
2	関空島
3	友ケ島

大阪湾運航サポート協議会 レーダー画像

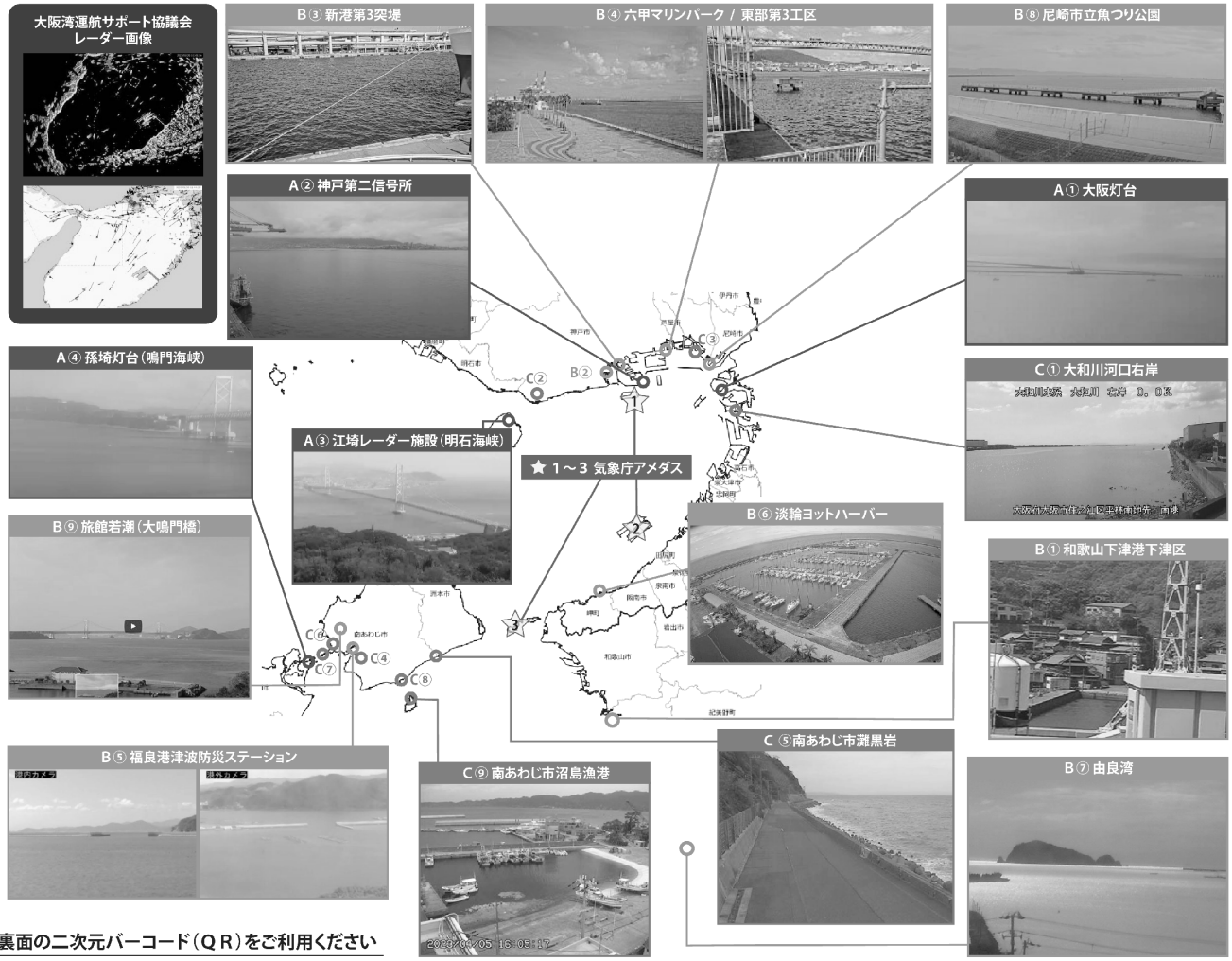

※映像データ等をダウンロードする際は裏面の二次元バーコード（ＱＲ）をご利用ください

二次元バーコード（QR）一覧

ライブ映像（操作可能：海上保安庁海の安全情報）	A①	大阪灯台
	A②	神戸第二信号所
	A③	江埼レーダー施設（明石海峡）
	A④	孫埼灯台（鳴門海峡）
ライブ映像（操作不可）	B①	和歌山下津港下津区 （海南市防災カメラ）
	B②	兵庫埠頭 （神戸港防災ポータルサイト）
	B③	新港第３突堤 （神戸港防災ポータルサイト）
	B④	六甲マリンパーク・東部第3工区 （神戸港防災ポータルサイト）
ライブ映像（操作不可）	B⑤	福良港津波防災ステーション
	B⑥	淡輪ヨットハーバー
	B⑦	由良湾（由良町HP）
	B⑧	尼崎市立魚つり公園
	B⑨	旅館若潮 （大鳴門橋：旅館若潮HP）
静止画像（操作不可）	C①	大和川河口右岸 （近畿地方整備局HP）
	C②	神戸市須磨区塩屋海岸　他 （姫路河川国道事務所HP）
	C③	尼崎港平左衛門町 （兵庫県河川監視システム）
静止画像（操作不可）	C④	福良港 （兵庫県河川監視システム：湾岸監視カメラ）
	C⑤	南あわじ市灘黒岩 （兵庫県道路総合管理システム）
	C⑥	南あわじ市伊毘 （南あわじ市防災カメラシステム）
	C⑦	南あわじ市鳴門海峡 （南あわじ市防災カメラシステム）
	C⑧	南あわじ市灘土生 （南あわじ市防災カメラシステム）
	C⑨	南あわじ市沼島漁港 （南あわじ市防災カメラシステム）
気象庁アメダス（気象データ）	☆1	神戸空港
	☆2	関空島
	☆3	友ケ島

大阪湾運航サポート協議会レーダー画像

日本海事センター JMC 補助事業

大阪湾沿岸部における船舶通航状況の映像を有効利用した
海難防止に関する調査研究　　から作成

公益社団法人 神戸海難防止研究会　ＵＲＬ　http://kobe-kaibouken.or.jp
電話 ０７８－３３２－２０３５　ＦＡＸ ０７８－３３２－２０３７

■　令和５年度　海の事故ゼロキャンペーン（７月16日～31日）

海の安全情報
海上保安庁では、全国各地の灯台などで観測した気象・海象の現況、海上工事の状況などの「海の安全情報」を提供しています。
「海の安全情報」は、パソコンやスマートフォンなどで誰でも簡単に利用することができます。
スマートフォン用サイトの表示
スマートフォンなどのGPSの位置情報により、現在地周辺の気象・海象の現況、緊急情報などを地図画面上に表示することで、簡単に必要な情報を利用することができます。
気象現況
気象現況のアイコンをタップすると「風向、風速など」の数値などが確認できます。
海域情報
海域の図形をタップすると船舶事故が多発する海域などの情報が確認できます。
現在地点情報
現在地の緯度・経度を表示します。
※イメージ図です
海難防止に係る安全管理情報などの表示
全国的に共通する情報や海上保安部等が提供する情報(地域情報)が確認できます。
緊急情報
緊急情報のアイコンをタップすると航行船舶に影響のある緊急情報が確認できます。
気象警報・注意報など
気象警報・注意報などのアイコンをタップすると気象庁が発表する気象警報・注意報などを確認できます。
パソコン用サイト
携帯電話用サイト
パソコンやスマートフォン、携帯電話から、簡単にアクセスできます。
海の安全情報 で 検索
緊急情報配信サービス
24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報などを電子メールで配信します。
新規登録用ページ
Water Safety Guide
ウォーターアクティビティ(海辺でのレジャー活動)を安全に無事故で楽しむための総合情報サイト
小型船舶の船長が遵守しなければならない事項
モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボート、その他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。
酒酔いなど操縦の禁止
免許者の自己操縦
発航前の検査
ライフジャケットの常時着用
見張りの実施
事故時の人命救助
危険操縦の禁止
平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務となりました！
海上保安庁
JAPAN COAST GUARD
海の事故ゼロ
ZERO
キャンペーン
Zero Marine Accidents Campaign
2023
7/16▶31
海難0への願い
A Hope for Zero Marine Accidents
2023 ミス日本「海の日」 櫻川 夏帆

重点事項 1
小型船舶の海難防止
Prevention of Marine Accidents for Small Vessels
エンジントラブルが多発しています!!
プレジャーボートの海難で一番多いのがエンジントラブルです。エンジントラブルを防止するため、以下の事項を励行しましょう。
1.適切な発航前検査の実施
燃料、エンジンオイル、バッテリー、冷却水などの検査を確実に行い、安全運航を心がけましょう。
また、家族やマリーナ等に航海予定を伝え、万が一に備えましょう。
2.整備事業者等による定期的な点検整備の実施
「中古艇」は特に点検整備が重要です。整備事業者等に依頼し事故防止に備えましょう。
重点事項 2
見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
Thorough lookout and promotion of communication between vessels
なんといっても見張りが重要です!!
海難で一番多いのが衝突であり、原因は「見張り不十分」や「不適切な操船」が多数を占めています。
1.常時適切な見張りの徹底
「居眠り運航」や自動操舵任せで見張りをおろそかにせず、常時適切な見張りを行いましょう。
2.船舶間コミュニケーションの促進
次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、適切な操船を行いましょう。
○早めに相手船にわかりやすい動作をとる
○国際VHFや汽笛信号などを活用する
○AIS情報の活用と正しい情報の入力
3.漁ろう中の船舶との衝突防止
漁ろう中の船舶は不測の動きをする場合があることから動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心がけましょう。
重点事項 3
ライフジャケットの常時着用など自己救命策の確保
Securing of self-rescue measures such as wearing a life jacket at all times
万が一、海に転落した場合、
①浮力の確保 ②連絡手段の確保 ③速やかな救助要請 という3点が必要不可欠です。
ライフジャケットの常時着用
防水パック入り携帯電話などの連絡手段の確保
緊急通報用電話番号の有効活用
海から「事件・事故」は
118番
重点事項 4
ふくそう海域などの安全性の確保
Be cautions about dragging anchor under bad weather condition
台風など接近の際は早め早めの対応を!!
走錨に起因する事故防止のために、経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の確保による走錨対策が重要です。
1.船長、運航管理者などへのお願い
○「自船が走錨を起こしうる」という認識の下、危機感を持って事故防止に備えましょう。
○最新の気象・海象情報を入手し、時間的余裕を持って避難を開始しましょう。
○走錨の可能性を把握するため自船及び周囲の船舶の錨泊状況の監視など、適切な当直を実施しましょう。
○主機関・スラスターなどを直ちに使用できる状態にしましょう。
2.荷主企業などへのお願い
○船舶が時間的余裕を持って他の海域に避難できるよう、荷役計画の変更など柔軟な対応をお願いします。
JAPAN COAST GUARD

公益社団法人 神戸海難防止研究会 所在地・略図

交通アクセス

ＪＲ神戸線　元町駅東口から徒歩７分
阪神本線　元町駅東口から徒歩７分

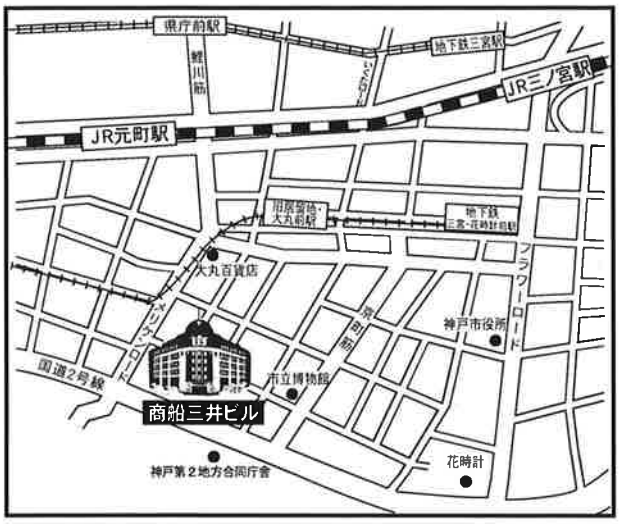

会　　報

第 45 号 （令和５年６月）

発行所 公益社団法人 **神戸海難防止研究会**
神戸市中央区海岸通５番地（商船三井ビル７階）

郵便番号　650－0024
ＴＥＬ　(078)332－2035(代)
ＦＡＸ　(078)332－2037
ＵＲＬ　http://kobe-kaibouken.or.jp
E-mail　kaibouken@kobe-kaibouken.or.jp